

**都市計画法による開発許可の手引の  
一部改訂について（令和6年4月1日施行）****1 趣 旨**

令和6年4月1日から施行する基準を掲載し、また用語の整理等を行い、「都市計画法による開発許可の手引」を改訂しましたのでお知らせします。

**2 改訂の概要**（改訂内容の詳細は、別紙の新旧対照表をご参照ください。）

編	改訂箇所	掲載頁	改訂の趣旨
はじめに	はじめに	—	宅地造成及び特定盛土等規制法施行に伴う文言修正
制度編	第6章第1項から第3項	制—37、制—38	窓口の局名及び課名変更ほか
手続編	第1章第1項、第2項	手—1、手—2	関連部局の局名変更
	第2章第2節第1項	手—4	窓口の局名及び課名変更ほか
	第3章第1節第2項	手—15	運用の明確化
技術基準編	第4章第1節【公共施設管理者の基準】第1項、第18項、第22項	技—49、技—59、技—61	関連図書の所管局名及び図書名変更
	第4章第2節第2項、第5項、第6項	技—65、技—67、技—68	基準改定（※）
	第4章第2節【公共施設管理者の基準】第10項	技—72	関連図書の所管局名変更
	第6章第1項	技—94	担当部署及び電話番号の変更
立地基準編	第3章第2節提案基準第12号	立—21	担当部署の局名及び課名変更
	第3章第2節提案基準第27号	立—44	担当部署の局名及び課名変更

（※）基準改定に該当する内容は、市民意見公募を実施し、別途結果の公示及び基準改定の公表を行っています。詳しくは、市ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/takuchi/ken-to/ikenkoubo/koji20240401.html> に掲載しているほか、市民情報センター（市庁舎3階）、区役所、建築局宅地審査課（市庁舎25階）で資料を配布、配架しています。

【問合せ先】 宅地審査部宅地審査課  
電話：045-671-2945